

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和 6 年 9 月 26 日・東京都規則第 142 号

第 1 概要

1 改正理由

脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度及び地球温暖化対策報告書制度について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 一般管理口座の開設（第 4 条の 21 の 4）

都内削減量の口座を開設できる者について、設備更新権限を有しており、かつ当該都内削減量を算定する事業所等を所有若しくは使用する者に改める。

(2) 災害、猛暑、厳寒等に係る電力需要抑制措置を実施した場合の特例（制定附則第 10 項）

適用期間を「令和 12 年 3 月 31 日まで」に改めるほか、第四計画期間から適用する別表第 1 及び別表第 1 の 3 の改正事項を反映する。

(3) 新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者に係る特例（制定附則第 12 項）

第四計画期間から適用する規則第 4 条の 20 の改正事項を反映する。

(4) 別表第 1

新たに事業所外から供給される再生可能エネルギー及び証書を算定に用いることが可能になったこと並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）の改正事項を反映する。

(5) 別表第 1 の 2

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号）の改正事項を反映する。

(6) 別記第 1 号様式の 15 ほか 16 様式

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 5 年東京都規則第 142 号）及び今回の改正事項を各様式に反映する。

第 2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

第 3 問合せ先

環境局気候変動対策部総量削減課排出量規制担当

直通 03-5388-3485